

犬山市自主防犯パトロール団体等活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市安全で安心なまちづくり条例（平成23年条例第10号）の規定に基づき、地域における犯罪の防止を目的として自主的に防犯活動を行う団体に交付する補助金について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 この要綱による補助金の交付を受ける団体は、継続して防犯活動に取り組む自主防犯パトロール団体等とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、青色回転灯を装備した自動車による防犯活動に要する当該自動車の燃料費とし、専用車の場合は実費、その他の場合は当該活動において走行した距離（1キロメートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てた距離）1キロメートルにつき15円とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に定める経費の2分の1以内とし、1団体につき年間100,000円を限度とする。

2 補助金の額に100円未満の端数金額が生じたとき、又はその額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月19日から施行する。